# 習志野市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、令和4年11月9日に受理した習志野市職員措置請求について監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月23日

習志野市監査委員 福 田 佐知子習志野市監査委員 布 施 孝 一

# 第1 監査の請求

1. 請求人

(略)

2. 請求書の提出日

令和4年10月28日

3. 請求内容

住民監査請求書の一部を抜粋し、以下枠内のとおり、請求の要旨となるものを原文のまま記載した。ただし、( )書きで付記された会議名称、添付資料名称については省略し、表記を統一した。

宮本泰介市長に関する措置請求の要旨

#### はじめに

今般、住民監査請求を求める内容は、習志野市が市の芝園清掃工場の溶融メタルを習志野市 資源回収協同組合に不当に安価な価格で売却をしているということについて監査を求めるもの である。

この行為は、監査請求要件類型に照らし合わせると①違法・<u>不当な財産</u>の取得・<u>管理・処分</u>② 違法・不当な契約の締結・履行に当たるものと考えられる。

(二重下線の部分に該当すると考える。)

よって、住民としてこの行為の防止・是正を求め監査請求を行うものである。

- | 請求の要旨
  - (1)対象となる財務会計上の事実
  - ①問題の発覚

令和4年習志野市議会第1回定例会において「芝園クリーンセンターの溶融メタルの売却を入札にすることを求める陳情」が出され、この陳情が令和4年3月23日市議会本会議で採択送付された。

市議会における陳情の審議の中で、以下の事実が明らかとなった。

■習志野市が随意契約で習志野市資源回収協同組合に売却している価格

2019年度 トン当たり6,538円

2020年度 トン当たり3,300円

2022年度予算 有価物等売却収入積算根拠 溶融メタル 731トン 単価5,400円/トン

- ■競争入札を導入している他市の例
  - ・成田富里いずみ清掃工場 2021年度 661,100円/トン
  - ・千葉市新港清掃工場 2022年度 33,000円/トン
- (2)上記事実(習志野市の売却価格)が不当である理由

他市の例と比較検討をすると習志野市の溶融メタル売却価格は不当に安いと言わざるを得ない。適正な売却価格であれば、市の収益は現状より多額であったことは明白である。事実として、 上記他市においては競争入札の導入により飛躍的に収益をあげたということである。

よって、習志野市が不当に安い価格で溶融メタルを特定業者団体に売却したという事実は不当な財産の管理に該当すると思われる。

また、このように売却価格が安い原因は随意契約によるものであると考えざるを得ない。他市と同様に競争入札とすべきである。他市と比較して極めて安価に売却をしているというこの事実、そしてそれが随意契約によるものであるということは不当な契約の締結・履行に当たるものと言わざるを得ない。

習志野市が現に行っている溶融メタルの随意契約による売却が随意契約一般の趣旨から考えて、どうしても随意契約でなければならないとは到底考えられない。成田市、富里市、千葉市などが随意契約から競争入札に変更したように、習志野市も競争入札に変更することはできると考える。

#### (3) 習志野市に生じている損害

競争入札による売却価格と随意契約による売却価格の差額は本来習志野市の収益となるものである。その収益が習志野市のものとならずに習志野市資源回収協同組合に落ちているということである。習志野市がこれまで損害を被ってきたこと、今現在損害を被っていることは明白である。

監査委員に求めることは、溶融メタルに係わるお金の流れについてきちんと監査をしていただき たいということである。

現在のお金の流れを想定すると以下のとおりと思われる。

随意契約による売却金額(2020年度を取るとトン当たり3,300円)

 $\downarrow$ 

習志野市資源回収協同組合が溶融メタル買取り会社に売却している価格 この価格について調査をしていただきたい。



上記の価格、乃至はトータル金額の差 その差益は習志野市資源回収協同組合の収益となっているのか?その収益は適正なものであるのかどうか?

習志野市資源回収協同組合が随意契約を締結するにあたって習志野市財務規則第136条、 第137条に沿って提出した見積書、契約金額などの数字とも含めて監査していただきたい。

## (4)請求する措置の内容

随意契約と競争入札の違いにより、過去において習志野市に損害があったとしても随意契約 自体は認められていることなので、不当であっても違法とまでは言えないという論も想定される が、しかしこのような不当な随意契約をいつまでも放置すべきではない。直ちに是正されるべきで ある。習志野市が現に被っている損害は随意契約を競争入札にすることによって直ちに是正する ことが可能であると思料するものである。

- 4. 請求人から提出された事実証明書
- (I)「証拠資料 I 芝園クリーンセンターの溶融メタルの売却を入札にすることを求める陳情」 と題する I 枚
- (2)「証拠資料2 令和4年習志野市議会第1回定例会要求資料」2枚

# 第2 請求の受理

本件請求は、自治法第242条第1項の規定に基づく形式的要件を具備しているものと認められるため、令和4年11月9日付けで受理した。

# 第3 監査の実施

本件請求について、自治法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1. 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年11月29日、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠書類の提出及び 陳述の機会を設け、請求人から新たな証拠書類等が提出された後に陳述がなされた。

その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、市関係職員が立ち会った。

- 2. 請求人から追加提出された証拠書類等
  - (1)「追加資料 | 小型家電回収ボックスの写真」| 枚
  - (2)「追加資料2 小型家電回収ボックス付属の掲示物の写真」| 枚
  - (3)「追加資料3 金属の種類とレアメタル、レアアースの基礎的理解」と題する書面2枚
  - (4)「追加資料4 金と銀が多く含まれる「小型家電類」は何か?」と題する書面2枚
  - (5)「追加資料5 都市鉱山 地上に蓄積された工業製品を都市に眠る鉱山資源とみなすリサイクル概念」と題する書面2枚
  - (6)「追加資料6公文書部分公開決定通知書」
  - (7)「追加資料7溶融メタル問題について」と題する書面5枚

#### 3. 関係職員の陳述

令和4年11月29日、住民監査請求における陳述等の取扱基準第2条第1項第2号の規定に基づき、市関係職員の陳述を行った。その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### 4. 監査対象事項の決定

請求書記載事項及び陳述の内容を考慮し、習志野市が契約を締結した粗大ごみ・資源物等の中間処理等業務委託契約について次の事項を監査対象事項とした。

- (1) 随意契約の方法により溶融メタル売却の契約を締結したことは不当か
- (2) 溶融メタル売却価格決定に係る手続きは不当か

なお、上記監査対象事項以外の請求書記載の事項については、具体的な財務会計上の行為に関する主張ではなく、監査対象事項とすべき理由がないと判断し監査対象外とした。

また、請求要旨の中で、2019年度及び2020年度の溶融メタル売却価格が示されているが、

監査請求期間である I 年を徒過した年度における契約の締結に関しては、請求期間を徒過したことについての正当な理由がないことから監査対象外とした。

#### 5. 監查対象部局

都市環境部 クリーンセンタークリーン推進課

## 6. 監査の経過

令和4年11月15日に監査対象部局に監査対象事項に関連する資料の提示を求めた。 令和4年11月17日にクリーンセンター現地調査を実施し、同日付で追加資料の提示(1回目) を求めた。

令和4年12月2日に習志野市資源回収協同組合に質問書を交付し、回答を求めた。

令和4年12月12日に監査対象部局の関係職員から事情を聴取し、同日付で追加資料の提示(2回目)を求めた。

## 第4 監査の結果

#### 1. 主文

本件措置請求は、請求に理由がないため棄却する。

#### 2. 理由

#### (I) 関係法令

本件請求の関係法令は次のとおりである。

## 地方自治法(抜粋)

(契約の締結)

第234条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3~6項(略)

#### (政令への委任)

#### 第293条の2

この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 地方自治法施行令(抜粋)

## (随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、

次に掲げる場合とする。

- I 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3~9号(略)

#### (普通地方公共団体の規則への委任)

#### 第173条の3

この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

## 習志野市財務規則(抜粋)

(目的)

#### 第1条

この規則は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 3 の規定により、法令、条例又は他の規則に定めがあるものを除くほか、習志野市の財務に関して必要な事項を定める。

## (専決)

#### 第3条

市長は、財務に関する事務のうち、別表第2に掲げる事項については、それぞれ同表に定める 者に専決処理させることができる。

#### 2~4項(略)

## 第3条别表第2(抜粋)

事項		専決区分				備考	
		副市長		部長	課長		
	公有財産(省略)						
	取	不用の決定及び処分	300万円以下	200万円以下	30万円以下	取得価格	
物	得	物品の貸付			全部		
品	管	寄附の受納		100万円以下			
	理						
	債権(省略)						

### (随意契約)

#### 第136条

施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第5に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

#### 2項(略)

別表第5(抜粋)

契約の種類	予定価格
I~3(略)	
4 財産の売払い	30万円
5、6(略)	

## (随意契約の見積書の徴取等)

#### 第137条

予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 ただし、次の各号の一に該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

2~5号(略)

## (2)認定事実

監査によって確認した事実は以下のとおりである。

## ア. 溶融メタル売却に係る契約の概要

請求人は請求の要旨において「習志野市が現に行っている溶融メタルの随意契約による売却 (略)」と述べているが、対象となる売却行為は下記業務委託契約の特記仕様書に基づいて行われている。

- ① 契約名 粗大ごみ・資源物等の中間処理等業務委託契約(以下「業務委託契約」という)
- ② 契約日 令和4年4月1日
- ③ 契約受注者名 習志野市資源回収協同組合(以下「資源組合」という。)
- ④ 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- ⑤ 契約金額 237,985,000 円(税込)
- ⑥ 業務内容 習志野市リサイクルプラザ粗大ごみ処理施設他において、習志野市が取り扱う 一般廃棄物 (燃えるごみを除く。)の破砕及び選別等処理、粗大ごみ処理施設等の運転管理、 資源化 (処分)、問合せ等の電話受付対応
- ⑦ 契約方法 随意契約(地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の2第1項第 2号該当)

また溶融メタルを含む中間処理等をした資源物の売却は、売買の基本契約にあたる業務委託契約の特記仕様書「2.業務内容(3)資源化(処分)業務」の下記の記載に基づき行われており、資源組合との間では、資源物についての個別の売買契約書は作成されていない。

甲は、中間処理等をした資源物を乙に売却し、資源化を推進する。

- ① 資源物は甲の施設で計量した後、乙に引き渡すものとする。
- ② 資源物の売買単価は、乙が毎月市場動向等に基づく見積書を甲に提出し、両者協議 の上、別に定めるものとする。
- ③ 資源物の売却代金は、毎月、乙が引き渡された資源物の種類ごとの計量数に売買単価を乗じた額を合計した額の代金を甲に納入するものとする。

※甲は習志野市、乙は資源組合を指す。

上記のうち、③については、仕様書のとおり資源組合が、毎月作成する見積書をクリーン推進課に提出している。

なお、クリーンセンターで中間処理される資源物のうち、溶融スラグについては、株式会社エヌ ジェイエコサービスに対し随意契約で売却されているが、これについては基本契約となる業務委 託契約の受託者ではないため、売買契約書が都度作成されている。

担当課は、業務委託契約について、自治令第167条の2第1項第2号に該当する理由として、本業務が停滞してしまった場合に市民生活に及ぼす影響を踏まえ、業務が安定的かつ継続的に実施されること、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日 政令第300号)の第4条第1号が「受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」としている要請を踏まえたものであるとしている。

次に資源物の売却については、随意契約によって締結された業務委託契約の中の特記仕様書に包含されていることから、この資源物の売却(資源組合による資源物の買取)行為も随意契約になっている。当該売却行為を資源組合との随意契約によっていることについて、担当課は溶融メタルの入札に関しては、ストックヤードの確保ができないことが大きな課題であるとしている。

習志野市における溶融メタルの年間排出量は、増減はあるものの、約700トンで推移している。 これをひと月当たりの排出量に換算すると約58トン、さらに1日当たりの排出量に換算すると約 1.9トンとなる。

令和4年習志野市議会第1回定例会都市環境常任委員会における、市当局の答弁趣旨によると、溶融メタルの搬出は月3回であるが、上記のとおりストックヤードが確保できないことから、搬出されるまでの間は「ホッパ」と呼ばれる貯留装置に一時的に貯留しており、搬出目安はこのホッパ内に約20トン程度貯留した段階であるとされている。

上記 I 日あたりの溶融メタル排出量に当てはめるとホッパ内には概ね I O 日で約20トンの溶融メタルが貯留される計算となり、答弁にある搬出サイクルと矛盾しない。

市当局としては溶融炉が稼働している限り発生し続ける溶融メタルを、スムーズに搬出することができる相手方を選定しなければ、中間処理施設そのものの稼働に支障を来たすことから、「そ

の性質又は目的が競争入札に適しない」と判断した。

なお、毎月約58トン排出される溶融メタルの保管場所としてストックヤードを確保しようとした場合、保管用に容積 I ㎡の袋に溶融メタルを詰め、かつそれらを移動させる重機が動き回れるスペースが確保され、雨風を防ぐことができる縦横5メートル、高さ4.2メートル規模以上の建屋が必要となる。

## イ. 搬入されたごみの中間処理から溶融メタルの発生、保管及び搬出までの要領

各拠点から搬入されたごみのうち、可燃ごみは、溶融炉にそのまま投入され、市内9か所に設置された小型家電回収ボックスや、各拠点から搬入された不燃ごみについては、まずリサイクルプラザにて、人の手により資源化可能な部品とそうでないものを分別する。この段階で希少金属が含まれる電子基板等は概ね回収される。

次に、破砕機による破砕処理が施され、磁石を使用した選別機により、可能な限り金属類を 分別する。分別された電子基板等は、溶融炉に投入される以前の段階で、資源物として売却さ れている。

その後、分別を終えた不燃ごみは溶融炉まで運ばれて可燃ごみと共に溶融処理が行われ、 分別しきれなかった金属が溶融メタルとして排出されることになる。

上記ア.でも触れたとおり、溶融メタルは溶融炉が稼働している限り I 日当たり約 I . 9トンのペースで排出される。この溶融メタルはホッパに一時的に貯留され、搬出目安となる約20トンまで貯留量が達すると搬出される。

この搬出の要領としては、溶融炉及び付属設備としてホッパをはじめとした芝園清掃工場の運転管理を受託管理する、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社(以下「NSES」という)の担当者から、クリーン推進課担当者に「〇月〇日に搬出してほしい」という趣旨の連絡があり、クリーン推進課担当者から資源組合担当者へ伝達されると、当該指定日に資源組合の手配した業者が、ホッパから直接溶融メタルを受領し、搬出している。

なお、搬出の際に使用される車両は、一度に約20トンの溶融メタルを搬出できる規模のトレーラーが使用されている。

以上のとおり、小型家電回収ボックスや、不燃ごみとして回収される家電製品については、まずリサイクルプラザにて、人の手により資源化可能な部品とそうでないものに分別される。この段階で希少金属が含まれる電子基板等は概ね回収されるため、溶融メタルに希少金属が含まれるとすれば、正しく分別されずに可燃ごみとして出された小型家電等か、リサイクルプラザで分別しきれなかった部品等から生じるものに限られる。

#### ウ. 溶融メタル売却に係る事務処理

溶融メタルを含む中間処理等をした資源物は、資源組合が複数の業者から見積りを徴取し、 更に市場動向を踏まえて買取価格を積算して、見積書を習志野市へ提出している。

### エ. 溶融メタルの取引価格の動向

令和4年10月6日の一般会計決算特別委員会に市当局から提出された、芝園清掃工場を含めた類似10施設における過去3年間の溶融メタル売却単価の推移の資料を参照すると、令和3年度は習志野市が3,300円/トンで最高値であり、残り9団体のうち、1団体が900円台の値を付けているものの、その他8団体にあっては100円台で取引されている。その他の年度の実績を含めた詳細は次表のとおりである。

年度 市·団体名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
習志野市	上期 6,480 円/トン 下期 6,600 円/トン	3,300 円/トン	3,300 円/トン
幡多広域市町村圏 事務組合	上期 162 円/トン 下期 165 円/トン	165 円/トン	165 円/トン
滝沢·雫石環境組合	上期 918 円/トン 下期 935 円/トン	935 円/トン	935 円/トン
玄界環境組合	上期 154.4 円/トン 下期 157.3 円/トン	157.3 円/トン	157.3 円/トン
静岡県島田市	上期 162 円/トン 下期 165 円/トン	165 円/トン	165 円/トン
愛知県豊川市	上期 162 円/トン 下期 165 円/トン	165 円/トン	165 円/トン
大分県大分市	上期 108 円/トン 下期 110 円/トン	110円/トン	110円/トン
西濃環境整備組合	150円/トン	150 円/トン	150 円/トン
静岡県静岡市	上期 108 円/トン 下期 110 円/トン	110円/トン	110円/トン
三重県四日市市	上期 129.6 円/トン 下期 132 円/トン	132 円/トン	132 円/トン

なお、<u>上記イ・</u>で述べた分別処理の際に発生するその他非鉄金属(電子基板含む)の売却実績は、下記のとおりである。

- ・令和元年度 重量2.87トン/ 売却額779,959円(トン当たり平均単価約271,700円)
- ・令和2年度 重量3.79トン / 売却額1,472,420円(トン当たり平均単価約388,500円)
- ・令和3年度 重量2.96トン / 売却額1,388,609円(トン当たり平均単価約469,100円)
- ・令和4年度上期 重量1.37トン/売却額694,923円(トン当たり平均単価約507,200円)

# オ. 陳情採択前後の市当局の対応

令和4年習志野市議会第1回定例会本会議において採択された陳情を受け、市当局が行った調査等の記録は次表のとおりである。

日付	- 次表のとわりしめる。   実施概要			
令和 4 年 1 月 26 日 から 令和 4 年 2 月 1 日	習志野市と同様の方式であるガス化高温溶融一体型直接溶融炉を持つ 他自治体に対し調査を実施した。 【調査先】			
<b>《和中华之为</b> 1 日	他の自治体、事務組合(計 25 団体) 【調査内容】 ① 令和元年度から令和 3 年度における溶融メタルの売却単価・契約方			
	法・契約先について 【調査結果】			
	① 有効な回答があった 16 団体のうち 15 団体は、随意契約により習志野市の価格より安価で売却されていた。			
令和4年2月2日	資源組合と締結している業務委託契約の妥当性について、法律相談を実施 した。			
	【法律相談の結果】 ① 習志野市にストックヤードがない現状では、中間処理から売却は一連の 業務として処理せざるを得なく、妥当と判断された。			
	② 当該契約は、市民が毎日排出する一般廃棄物の中間処理を行うものであり、この業務が停滞した場合、市民生活に大きな不利益をもたらす種類・性質のものである。			
	よって、契約内容を確実に履行できるだけの資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定することが、習志野市の、ひいては市民の利益の増進に繋がるものであり、本件契約の内容、性質等から業務遂行能力がある者を選定してその者と随意契約の方法で締結することは、随意契約によることができる場合を規定している自治令第167条の2に反するものではないと判断された。			
令和4年2月21日から	習志野市で精製される溶融メタルに希少金属が含有されているか調査する ため、成分分析を行った。(I回目)			
令和4年3月10日	【分析の結果】 ・習志野市の溶融メタルには金・銀は検出されず、微量の銅のみ検出された。 (調査対象:金・銀・銅・プラチナ・パラジウム)			
令和4年3月1日	千葉市を訪問し、溶融メタルの入札について聞き取りを行った。 【聞き取りの結果】 ① 千葉市は、以前まで溶融メタルの売却を随意契約としていたが、令和元年度の途中から、売却価格が 100 円/トンから 50 円/トンに変更となったことから、令和 2 年度より入札に切り替えた。 ② 令和2年度は、総価契約で契約を行い、令和 3 年度以降は単価契約としている。			
	③ 令和 2 年度・令和 3 年度の入札調書の提供を受けた。			

令和4年3月29日	成田富里いずみ清掃工場を訪問し、視察を実施した。
	【主な視察内容】
	① 溶融メタルを入札に移行した経緯の聞き取り
	② 当該清掃工場で採用している処理方式等の調査
	【視察の結果】
	① 民間会社から提案を受け溶融メタルの分析を行ったところ、希少金属
	が含まれることが判明したため、入札へ切り替えた。
	② コークスを使用している習志野市とは異なり、酸素を吹き込むことで溶
	融炉の温度を上昇させる方式を採用していた。
令和4年4月4日	習志野市と同様の方式であるガス化高温溶融一体型直接溶融炉を持つ
から	他自治体に対し調査を実施した。
令和4年4月14日	【照会先】
	他の自治体、事務組合(25 団体)
	【調査内容】
	・平成 28 年度から令和 3 年度の溶融メタル・溶融スラグの売却単価・契約
	方法・契約先・売却量・売却額について
	【調査結果】
	│ ・有効な回答があった 10 団体のうち 9 団体は、随意契約により習志野市の
	   価格より安価で売却されていた。
令和4年4月25日	│ │習志野市で精製される溶融メタルに希少金属が含有されているか調査する
から	ため、成分分析を行った。(2回目)
令和4年5月25日	【分析の結果】
	【ガガリンパーペ】  ・習志野市の溶融メタルには金・銀は検出されず、微量の銅のみ検出され
	た。
	^^。   (調査対象:金・銀・銅・プラチナ・パラジウム)
令和 4 年 6 月 29 日	相模原市 南清掃工場を訪問し、視察を実施した。
	【主な視察内容】
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	②清掃工場の処理方式等の調査
	③金の抽出から売却に掛かった手間、費用等の調査
	(4) (4) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
	【視察の結果】
	【パボッパロネ】   (i) プラントメーカーが自主的にサンプルを調査し、金・銀の抽出が可能と
	判断したことから、高額で売却することができたとのことであった。
	② 習志野市と異なり、当該清掃工場では、高温の砂でごみを処理する流
	動床方式を採用しており、金は溶融炉内で堆積した砂から抽出された
	動床力式を採用しており、並は冷酷炉内で堆積した砂から抽面された。 とのことであった。
	③ 金を売却し、概算で3,700万円の歳入となったが、抽出には概算で I 億円ほどの費用が掛かっている。
	は一般ごみとして処理されており、小型の家電製品等については溶融
	炉へ投入されていることが判明した。

溶融スラグ及び溶融メタルの製造、販売を実施している X 社に、習志野市の溶融メタルの価格について聞き取りを実施した。 【聞き取りの結果】 ① 溶融メタルの売却価格は買い手の利用目的によって異なると思われる。買い手が金属の抽出を目的としている場合は、溶融メタルの中に金や銀等希少金属が含まれていれば売却価格が高くなる傾向があるが、一方で、銅や鉄等のベースメタルのみで構成される溶融メタルは、魅力は少なく、場合により売却が成立しない可能性がある。 ② もし、溶融メタルの売却を入札とする場合は、サンプルや分析結果の提供をしてほしい。
習志野市で溶融処理を行う過程で発生する溶融飛灰に希少金属が含有されているか調査するため、成分分析を行った。 【分析の結果】 習志野市の飛灰にも金・銀は検出されず、微量の銅のみ検出された。 (調査対象:金・銀・銅・プラチナ・パラジウム)
<ul> <li>千葉市新浜リサイクルセンターを訪問し、視察を実施した。</li> <li>【主な視察内容】</li> <li>① 中間処理施設の運営状況、資源物の売却方法</li> <li>② 資源物の保管状況について調査</li> <li>【視察の結果】</li> <li>① 可燃残渣は圧縮し、市の許可を受けている処分業者へ委託している。また、ペットボトルはリサイクルセンターへ搬入されたのち、中間処理を外部2社へ委託しており、その後公益財団法人容器包装リサイクル協会へ再商品化を委託している。なお、ペットボトルの有償拠出金として、同協会からの歳入があるが、その歳入と委託に係るコストを比較すると必ずしもプラスになるとは言い切れない。</li> <li>② 広大なストックヤードを有しており、多品種を品目別に大量に保管・管理していた。</li> </ul>
成田市リサイクルプラザを訪問し、視察を実施した。 【主な視察内容】 ① 中間処理施設の運営状況、資源物の売却方法 ② 資源物の保管状況について調査 【視察の結果】 ① 施設や運営方法、売却方法等は習志野市と類似している。 ② 広大なストックヤードを有しており、そこで資源物を保管・管理していた。 成田市・千葉市における、溶融メタルの入札実施状況の調査を行っている。

# カ. 溶融メタルの組成

習志野市における溶融メタルの組成は、令和3年9月7日に民間会社に依頼した分析結果において、含有率の上位3項目が鉄61.6%、シリカ12.9%、アルミニウム7.7%であった。分析の対象を金・銀・銅・プラチナ・パラジウムに特化した令和4年2月28日の分析結果では、銅以外の希少金属は検出されていない。

成田市における溶融メタルの組成については、令和3年度の下期に当たる入札サンプルと契約分の平均値として、希少金属がトン当たりで金225グラム、銀415グラム、銅16.2グラム、プラチナ26グラム、パラジウム32グラムが含有されている。

## (3)監査委員の判断

ア. 随意契約の方法により溶融メタル売却の契約を締結したことについて

請求人は、本件売却行為を随意契約の方法により締結することが、不当であり、直ちに是正されるべきである旨主張している。

この点、まず習志野市における溶融メタルを含む中間処理後の資源物の売却は単独での随意契約ではなく、リサイクルプラザにおけるごみの中間処理業務委託契約の仕様として定められている。すなわち中間処理業務受託者が、中間処理の過程で生じる資源物を自ら買い取ることまで一連の過程として定める契約となっているが、このような契約形態を採用すること、および本業務委託契約を随意契約によって行うことの適法性について検討する。

まず地方公共団体は契約締結に当たり、自治法及び自治令の制限を受けるが、いずれの規定も契約の相手方を定めるに当たっての手続きに制限を課すものであり、締結できる契約の類型を限定するものはない。

したがって、業務委託契約の内容としてとは、異なる給付目的を持った資源物の売買(受託者による買取)について、業務委託契約と一本化した契約形態を採用することについては、許容されているものであり、これ自体は違法ということはできない。

また、資源物の買取までを含む本業務委託契約を随意契約の方式で行うことが、市当局の合理的裁量(最高裁昭和62年3月20日判決参照)の範囲内であって違法不当なのものでないことについては、平成26年の住民監査請求でも判断されており、それ以降、判断に影響を与えるような事情の変更は認められない。

なお、「2.理由 (2)認定事実 オ. 陳情採択前後の市当局の対応」に示したとおり、市当局は陳情採択前から他市町村の溶融メタル売却実績や、入札を導入した市町村の導入経緯、芝園清掃工場から排出される溶融メタルが希少金属を含有するものであるか等、調査検討を行っている。しかし陳情採択時点では芝園清掃工場の溶融メタルにどの程度の市場競争性があるかを判断するための情報収集中であり、令和4年4月1日に締結する契約を変更するか否かを具体的に決定するのは困難であった。その後の調査を踏まえても、中間処理施設の安定稼働を前提としつつ、現状よりも高価格で売却できると判断し、競争入札方式に改めるに足ると認められるだけの調査結果が出ているとは認められず、今後とも引き続き調査研究を継続する必要性がある。

さらに、中間処理業務委託契約と資源物の売買基本契約が一本化されていることにより、 業務委託契約の受託者自身が、中間処理の過程で生ずる資源物を随意契約により買い取る ことになる点に合理性があるかについても検討する。

令和3年度決算報告書によると、中間処理施設に搬入されたごみは資源物だけで年間7,3 68.2トンであり、ひと月換算にして約614トン、1日当たり換算では約20トンとなる。実際は資源物以外のごみも搬入されるため、全品目の1日当たりの処理量はこの数値を大きく超えるこ

とになる。この膨大な処理を安定的かつ継続的に実施するためには、相当に業務に精通した 者による管理が行われなければならない。

特に溶融メタルについては、一度に約20トンの溶融メタルを月3回、年間を通して適時に搬出できる手段を持った者を選定しなければならない。このような業者を選定し、確実に手配できるだけのノウハウを有した資源組合に溶融メタルを買い取らせ、責任もって搬出させるとしたことについて、自治令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約による業務委託契約の一環として、市当局が、受託者である資源組合に売却していることが、合理性を欠くとまではいえず、本件における随意契約を不当ということはできない。

よって、請求人の措置請求には理由がない。

#### イ. 溶融メタル売却価格決定に係る手続きについて

請求人は「他市の例と比較検討をすると習志野市の溶融メタル売却価格は不当に安いと 言わざるを得ない」と主張している。

売却決定に係る手続きについては、習志野市財務規則第137条第1項によれば、随意契約の場合、「2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされている。同項但し書きでは「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」は、「1人の者から見積書を徴するものとする」とされ、本売買においては契約の相手方が業務委託契約の受託者である資源組合に特定されるから、資源組合一者から出される見積り価格によること自体は問題がない。

そこで溶融メタルについて、資源組合が出す見積りによる売却価格が不当に安いかどうかについて検討する。「(2)認定事実 イ. 搬入されたごみの中間処理から溶融メタルの発生、保管及び搬出までの要領」から「オ. 陳情採択前後の市当局の対応」に示したとおり、習志野市の不燃ごみ処理過程において、希少金属が溶融メタルに混入する可能性は極めて低く、類似施設から排出された溶融メタルの取引価格の動向を確認しても、希少金属の含有が確認された市町村には及ばないものの、習志野市の売却価格が不当に安いと判断し得る客観的事実は認められなかった。

よって、本件売却価格決定に係る手続きについては不当ということはできず、請求人の措置請求には理由がない。

以上のとおり、請求対象事項である随意契約の不当性や、溶融メタルの売却価格が不当に 安いことを理由とした、請求人の措置請求には理由がないことから、本件請求は主文のとおり 決定することとした。

## (4) 要望·意見

本件請求は棄却するが、以下のとおり要望・意見を述べる。

## ア. 資源物売却の契約類型の整理について

上記「2.理由(3)監査委員の判断 ア. 随意契約の方法により溶融メタル売却の契約を締結したことについて」に述べたとおり、現状の溶融メタルの売却行為が随意契約に基づいて行われることについては、相当の合理性が認められるところであり、本件請求に係る売却行為

は不当とは認められない。しかし業務委託契約と資源物の売買契約を別個の契約として、業務委託契約の受託者以外の者に売却する形態を採用することも、形式的には可能である。そして業務委託契約とは別個に資源物の売買契約を締結することとした場合、入札によるのか、随意契約によるのかは、個別具体的に検討判断されるべきものである。

現在の資源物の売買は、業務委託契約の特記仕様書を基本契約として行われているが、 資源物のすべてが資源組合に売却されているわけではなく、溶融スラグについては株式会社 エヌジェイエコサービスに随意契約で売却され、売買契約書が別個作成されている。特記仕様 書の記載からすると、受託者以外に対する売却は例外的処理ということなるが、例外的処理に ついての契約条項はない。このように特記仕様書自体が概括的なものであり、一般的に売買 契約を締結する際に定められる「所有権移転時期」「危険負担」「損害賠償」等、トラブルを未 然に防ぐための取り決めが明文化されておらず、取引上のリスクが大きいことから、売買契約 の詳細を検討のうえ整備されたい。

#### イ. 資源物の効率的な売却手法の継続的検討について

社会情勢の変化や、分別技術の進歩を要因とする資源物の市場競争性の向上で、リサイクルプラザで生ずる資源物の売却を業務委託契約から分離して、入札を実施すること等の手法により、市にとって有利な価格での売却が見込める可能性はある。今後は資源物の市場価格や、取引がどの程度活発に行われているのか、中間処理施設の安定的な稼働を維持するだけの継続的な買取が実施可能なのか等、様々な観点から精査したうえで、効率的な売却手法を継続的に検討されるよう要望するものである。

#### ウ. 入構管理と引き渡しの相手方の確認について

今回の請求に基づく監査を実施した際に、溶融メタルの買取業者を市当局が詳細に把握していないことが判明した。このことは施設管理上、事故が発生した場合の対応に問題が生じる可能性が高く、好ましい状況とは言えない。そのため、今後については資源組合と協議の上、「誰が」「いつ」「どのような車両で」センターに来訪するのかを把握するよう、要望するものである。

以上